

介護支援専門員証更新の手引き

～平成23年度版～

介護保険法第69条の8第1項に規定する介護支援専門員証の有効期間の更新手続きについてお知らせします。

■今回、更新する皆様へ

(所定の研修を修了し介護支援専門員証を更新する皆様)

1 提出が必要な書類

次の書類を青森県高齢福祉保険課介護保険グループまで提出してください。

(1) 介護支援専門員証有効期間更新交付申請書（第7号様式）

・記入例を参考にしてください。

(2) 青森県収入証紙（450円分）

・申請書に貼付してください。

(3) 写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm）

- ・カラー、白黒いずれも可。ただし、スナップ写真は不可。写真のサイズは厳守のこと。
- ・1枚は申請書に貼り付けしてください。もう1枚は、交付する介護支援専門員証に貼り付けますので、写真の裏面に氏名及び生年月日を記載し、袋に入れて送付してください。（使用済み封筒を小さく切ったものなどで結構です。）申請書に写真を直接クリップ止めすると、写真に傷がつくことがあります。

(4) 所定の研修の修了証明書の写し

■実務経験者の方の場合

①実務経験者向けの更新研修（53時間）の修了証明書の写し

又は

②専門研修課程Ⅰ（33時間）及び専門研修課程Ⅱ（20時間）の修了証明書の写し

■実務未経験者の方の場合

実務未経験者向け更新研修（44時間）の修了証明書の写し

(5) 介護支援専門員証の原本

- ・必ずご自身の控えとしてコピーをとり、更新後の介護支援専門員証がお手元に届くまで、その控えを大切に保管してください。
- ・紛失等により介護支援専門員証がない場合は、「介護支援専門員証紛失届（別紙1）」及び実務研修修了証明書の写し（原本は送付しないこと）を提出してください。

(6) 返信用封筒

- ・定形サイズ（縦23.5cm以内×横12cm以内）の封筒に380円分切手を貼り、送付先の住所・郵便番号・申請者本人氏名などの宛先を記載してください。（介護支援専門員証を交付する際に簡易書留にて送付するためです。）

2 提出方法及び提出期限

提出書類一式を有効期間満了日の概ね1か月前までに青森県高齢福祉保険課介護保険グループまで郵送してください。**有効期間満了後は、申請書を受付できない(=更新できない=介護支援専門員の業務に従事することができない)ので、御注意ください。**

また、県に登録している氏名又は住所を変更された方は、「介護支援専門員登録事項変更届出書・介護支援専門員証書換え交付申請書(第3号様式)」に、氏名変更の場合は戸籍抄本等を添付し、住所変更の場合は住民票を添付し、上記「1 提出が必要な書類(1)～(6)」の提出書類と共に提出してください。

(「介護支援専門員登録事項変更届出書・介護支援専門員証書換え交付申請書(第3号様式)」の添付書類となっている青森県収入証紙及び写真2枚については、更新手続きと同時に提出する場合は添付が不要です。)

なお、有効期間満了日の前後に県に登録している氏名又は住所を変更する予定の方は、申請書の提出時期について、青森県高齢福祉保険課(TEL017-734-9298)へお問い合わせください。

**【提出先】 〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県高齢福祉保険課 介護保険グループ
※封筒表面に「**介護支援専門員証更新申請書**在中」と朱書きしてください。**

3 更新後の介護支援専門員証の交付

申請書類一式受付後概ね4～6週間で介護支援専門員証を交付する予定です。

更新後の介護支援専門員証はご自宅に簡易書留郵便にて送付します。直接取りに来られたい方や職場への送付を希望される方は連絡してください。

更新後の介護支援専門員証の有効期間は、更新後の介護支援専門員証の交付年月日から現在の有効期間満了日の5年後の年月日となります。

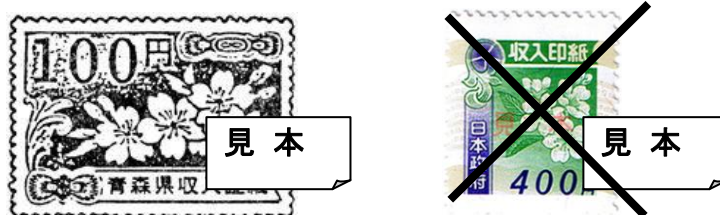
(例) 現在の有効期間満了日が平成24年2月22日の場合の更新後の有効期間
→更新後の介護支援専門員証の交付年月日から平成29年2月22日まで

【更新する方の提出書類チェックリスト】

| 必要な書類 | | チェック欄 |
|---|--|-------|
| 1 介護支援専門員証有効期間更新交付申請書（第7号様式） | | |
| 2 青森県収入証紙（450円分）… 注意1 | | |
| 3 写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm） | | |
| 4 所定の研修の修了証明書の写し | | |
| 実務経験者の方 （①又は②を提出） | ①実務経験者向けの更新研修（53時間）の修了証明書の写し | |
| | ②専門研修課程Ⅰ（33時間）及び専門研修課程Ⅱ（20時間）の修了証明書の写し | |
| 実務未経験の方 | 実務未経験者向け更新研修（44時間）の修了証明書の写し | |
| 5 介護支援専門員証の原本 | | |
| 6 返信用封筒（縦23.5cm以内×横12cm以内の封筒に380円分切手を貼ったもの）… 注意2 | | |

注意1 青森県収入証紙は、証紙売りさばき人から購入してください。なお、証紙売りさばき人については、青森県ホームページ内の「出納局のホームページ」において確認できます。

→アドレス http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/shoshi_main.html



収入印紙は青森県収入証紙ではありません。
収入印紙を貼付した場合、申請書は受理できませんのでお気をつけください。

注意2 送付先の住所・郵便番号・申請者本人氏名などの宛先を記載してください。

■今回、更新しない皆様へ

(所定の研修を修了せずに介護支援専門員証の有効期間が満了となる皆様)

更新をしない場合は、介護支援専門員の登録は継続し県が登録者名簿を管理しますが、介護支援専門員として実務に就くことはできません。

1 介護支援専門員証の返納（更新しない方は全員返納が必要です）

有効期間満了日の翌日以降は、現在お持ちの介護支援専門員証は失効しますので、失効後速やかに「介護支援専門員証返納書（第9号様式）」に介護支援専門員証の原本を添付し、青森県高齢福祉保険課介護保険グループまで郵送してください。

なお、これらの介護支援専門員証を紛失等で失くされた場合は、「介護支援専門員証紛失届（別紙1）」及び実務研修修了証明書の写し（原本は送付しないこと。）を郵送してください。

**【提出先】 〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県高齢福祉保険課 介護保険グループ
※介護支援専門員証返納書を提出する場合、封筒表面に「**介護支援専門員証返納書在中**」と朱書きしてください。**

また、県に登録されている氏名又は住所を変更した方は、「介護支援専門員登録事項変更届出書・介護支援専門員証書換え交付申請書（第3号様式）」に、氏名変更の場合は戸籍抄本等を添付し、住所変更の場合は住民票を添付し、青森県高齢福祉保険課介護保険グループまで提出してください。なお、登録事項の変更のみの場合（介護支援専門員証の交付を要しない場合）は、添付書類となっている青森県収入証紙及び写真2枚については提出が不要です。

有効期間満了後も介護支援専門員の登録は継続しますので、氏名や住所に変更が生じた際は、必ず県に届け出てください。

2 介護支援専門員再研修について（今後、介護支援専門員の実務に就く場合は受講が必要です）

更新をしない場合、介護支援専門員の登録は継続しますが、青森県が実施する再研修（44時間）を修了し、新たな介護支援専門員証の交付を受けるまで、介護支援専門員として実務につくことはできません。**有効期間満了後、新たな介護支援専門員証の交付を受けずに、介護支援専門員として実務についた場合は、登録が削除されます。**

今回更新しない方に対しては、平成24年度に介護支援専門員再研修の開催通知を送付する予定ですが、当分の間、介護支援専門員の実務に就く予定がなく、再研修のお知らせが不要という方は、「介護支援専門員再研修開催通知辞退届（別紙2）」を平成24年3月30日（金）までに青森県高齢福祉保険課介護保険グループにFAX又は郵送で提出してください。

〈同封様式等一覧〉

～全て揃っているかどうかご確認ください。～

1. 介護支援専門員証有効期間更新交付申請書（第7号様式）
2. 介護支援専門員証有効期間更新交付申請書（第7号様式） 記入例
3. 介護支援専門員証の有効期間の更新申請に必要な研修の受講歴の具体的な記入例（別紙）
4. 介護支援専門員証紛失届（別紙1）
介護支援専門員証の原本を紛失した場合に使用します。
5. 介護支援専門員登録事項変更届出書・介護支援専門員証書換え交付申請書（第3号様式）
更新する、更新しないに関わらず、氏名又は住所の登録事項を変更する場合に使用します。
添付書類となっている青森県収入証紙及び写真2枚については、更新する方は、更新手続きの申請書との同時提出となるため添付は不要です。また、今回更新しない方も、登録事項の変更のみとなるため添付は不要です。
6. 介護支援専門員証返納書（第9号様式）
更新しない方が、介護支援専門員証の有効期間満了日の翌日以降に現在お持ちの介護支援専門員証の原本を県に返納する際に使用します。
7. 介護支援専門員再研修開催通知辞退届（別紙2）
更新しない方で、当分の間介護支援専門員の実務に就く予定がなく、再研修のお知らせが不要である場合に使用します。
8. 介護支援専門員の資格及び研修の体系

青森県高齢福祉保険課介護保険グループ

TEL017-734-9298又は9340 FAX017-734-8090

http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/keamane_koushin22.html

（様式等は青森県庁ホームページからダウンロードできます。）